

福岡県公報

目 次

告 示 (第2311号—第2325号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○土地区画整理事業の事業計画の認可	(都市計画課) 2
○地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 5
公 告	
○平成18年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表	(工業保安課) 5

告 示

福岡県告示第2311号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

平成18年11月24日
第 2 6 1 1 号

36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原1713-1 及び1713-2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字与原667

城井 五十二

福岡県告示第2312号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市稻元字日焼原1409番1から1409番11まで、並びに城西ヶ丘六丁目3番11及び3番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市稻元1129番地

中島 キミ子

福岡県告示第2313号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字常松262番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字常松262番地1

三宅 貞行

福岡県告示第2314号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第3項の規定に基づき、土地区画整理事業の事業計画を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

新宮町沖田土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畠町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府2丁目6番1号

5 設立認可の年月日

平成18年2月14日

6 事業計画認可の年月日

平成18年11月14日

福岡県告示第2315号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

久山町上久原土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成元年3月14日から平成23年3月31日まで

3 施行地区

久山町大字久原字松浦、字池上、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇及び字橋本の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原664番地

5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

6 変更認可の年月日

平成18年11月14日

福岡県告示第2316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月19日農林水産省告示第917号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 變更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2317号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月17日農林水産省告示第938号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2318号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年2月15日農林水産省告示第311号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2319号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月6日農林水産省告示第1115号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2320号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年11月16日農林水産省告示第1529号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2321号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1917号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2322号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第844号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2323号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月19日農林水産省告示第1571号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2324号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年6月22日農林水産省告示第978号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2325号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年9月26日福岡県告示第1567号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成18年度砂利採取業務主任者試験（平成18年11月10日実施）の合格者を次のように発表する。

平成18年11月24日

福岡県知事 麻生 渡

受験番号	1	2	19	21	22

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)